平成 24 年 4 月 20 日

各　　位

会社名　：大日精化工業株式会社
代表者名：代表取締役社長　高橋　弘二
（コード番号 4116　東証第一部）
問合せ先：取締役理財部門担当　武市　義彦
TEL　03-3662-7111

定款の一部変更（取締役の任期変更等）に関するお知らせ

当社は平成 24 年 4 月 20 日開催の取締役会において、定款の一部変更に関する議案を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 109 期定時株主総会に付議することを、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

(1) 取締役の任期の短縮

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。

なお、当該変更にともない、平成 23 年 6 月 29 日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため、附則を設けるものであります。

(2) 剰余金の配当等の決定機関にかかる規定の新設

上記（1）の取締役の任期短縮にともない、剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することが可能となるよう変更するものであります。また、条文の新設にともない条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

2．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更箇所）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第 42 条 当会社は、剰余金の配当等会社法 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第 42 条～第 44 条（条文省略）	第 43 条～第 45 条（同左）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	附則 第１条 第 19 条の規定にかかわらず、平成 23 年 6 月 29 日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、第 110 期の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、当該期間経過後これを削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成 24 年 6 月 28 日（予定）

定款変更の効力発生日　　平成 24 年 6 月 28 日（予定）

以上